

第6章

債務自然スワップの意義と課題

磯崎博司

I 債務と自然保護とのスワップ⁽¹⁾

1980年代半ばに、国際的な自然保護団体が、民間金融機関の保有する開発途上国向けの債権を割り引き価格で買い取り、当該債務国政府に対して外貨による債務返済の代わりに自然保護分野への自国通貨による財政支出を求める手法が提唱された。⁽²⁾ それはDNS (Debt for Nature Swap : 債務自然保護スワップ) と呼ばれ、87年にボリビアで初めて実施された。

1. ボリビアでのDNS

ボリビア政府は、1987年7月に、アメリカの自然保護団体CI（コンサバーション・インターナショナル）との間でDNS協定に調印した。この協定の概略は次のとおりである。

- (1) CIは、ボリビア政府に額面65万米ドルの対外債権を引き渡し、さらに必要な技術的、科学的、事務的な面での支援をする。
- (2) ボリビア政府は、ベニ野生生物保護地区(13.5万ha)に対して法律による厳しい保護政策をとる。また、116万haのバッファゾーンを設定する。
- (3) ボリビア政府は、ベニ野生生物保護地区の管理に必要な25万米ドルの

基金を設置する。

この協定に基づき、CIは野生生物の保護や人口問題などについて活動しているフランク・ウィーデン財団より、10万米ドルの寄付を受け、シティコープ投資銀行からボリビア政府に対する債権をセカンダリー・マーケットで額面（65万米ドル）の15%で購入した。

2. 自然保護事業の運営

DNSによって、ベニ地域に野生生物保護地区が拡大され、保護のためのベニ・プログラムが行なわれることになった。野生生物保護地区に指定された場所は、13種の絶滅のおそれのある野生生物と500種にのぼる鳥類が生息している。

DNSによるボリビア政府の出資金は全額、現地NGO（非政府団体）である環境保護協会(LIDEMA)が管理する基金に拠出された。この基金の利子によって同保護地域の入件費、社会基盤拡充事業、維持費などがまかなわれている。その金利は同野生生物保護地区の維持費に必要な額の3分の2に相当している。

このプログラムの実行のために、「インター・インスティテューション委員会」が設立された。この委員会は、木材貿易局、森林省地方支所、環境保護協会、ベニ生物局、サン・アンドレ大学生態学研究所、CIなどによって構成され、地域の開発局(CORDEBENI)と協力して活動している。

また、このDNS協定にともない、CIはボリビアの森林管理計画を企画し、その実施に対してITTO（国際熱帯木材機関）より126万米ドルの資金援助を受けた。この森林管理計画は、必要な事務管理体制の確立、地域住民の社会的経済的教育などのためのものであった。

3. 問題点

ボリビアでの最初のDNSについては、いくつかの問題が生じた。第1に、

誤解によってDNS反対の声が上げられた。ボリビアの新聞はこのDNSについて大きく報道したが、自然保護地域の所有権がCIに渡ったように誤報され、主権侵害であるとして反対の声が上げられた。さらに、保護地域内は自然資源全体を管理するため、土壤保全上大きな問題のない伝統的な方法（狩猟・薪炭材の採取など）以外の利用は禁止されることとなったので、経済団体、特に木材業者から反対があり、これを調整しなければならなかった。

これらのこととは、後に、自然保護事業を実施するのは現地NGOであるという仕組を確立することと、地元の人々の合意を得ることが大切であるという教訓を国際NGOにもたらした。

第2に、ボリビア政府が協定上の義務を履行しなかった。ボリビア政府は財政上の理由から、DNS協定の調印から21ヵ月もたった1989年4月になるまで、支出することになっていた資金のうち10万米ドル相当分を提供できなかった。また、ベニ野生生物保護地区管理に関する法律は、90年10月になつてようやく公布された。

II DNSの概略

1. DNSの背景

DNSが行なわれたことには、1970年代から80年代にかけて生じた次のような社会経済的な背景があった。

(1) 累積債務問題

1970年代には、開発途上国の経済は比較的順調な発展を見せた。特に、中南米諸国における工業化は顕著であった。これらの開発途上国の産業に対して、先進各国の民間金融機関は積極的に資金を融資した。その際、回収リスクを小さくするため、民間企業への直接貸付ではなく、その国の政府の保証

を得るか、その国の政府への融資とされた。

ところが、1970年代末頃からアメリカの金利が上昇し、債務国⁽³⁾の利払い負担は急増した。さらに、80年代初頭には世界的な不況により、消費需要やエネルギー使用が低迷したため、一次産品価格は下落した。返済のための外貨収入を一次産品の輸出に頼っていた多くの開発途上国は、返済のための借入を増やすざるを得なくなり、債務の累積が進んだ。こうして、多額の債務を抱え、返済不能となる開発途上国⁽⁴⁾が急増し、世界経済にも大きな影響を与えた。

民間金融機関は、保有する債権を少しでも有利に処分する方法を検討した。1980年代初めには、そのような民間金融機関の債権を割引価格で売買するセカンダリー・マーケットが誕生した。このセカンダリー・マーケットを通じて、債務エクイティ・スワップをはじめとする債務転換プログラムが進められた。債務エクイティ・スワップは、民間債権の購入者が外貨による返済を受ける代わりに、その国内通貨に見合う金額で債務国⁽⁵⁾の国営企業の株式やその他の資産を入手するという手法であり、DNSの見本となった。

(2) 自然の切り売り

開発途上国に対する債務は通常は先進国の通貨建てであり、開発途上国は債務返済のために輸出産業を振興し、外貨を獲得しなければならない。多くの開発途上国で、先進国市場に輸出する農林水産品の生産のために広大な地域が開拓された。外貨獲得のために生物資源の過剰開発が行なわれ、自然が切り売りされたのである。特に、中南米諸国において熱帯林が伐採されたことに、アメリカをはじめとして先進国の自然保護団体から強い関心が寄せられた。⁽⁶⁾ 熱帯林は、生物多様性の保全や地球温暖化の原因となる二酸化炭素の固定に欠かせないとされ、地球レベルの問題に発展した。

さらに、これらの国においては、歳出削減のために環境関連予算が抑制され、自然保護対策は不十分であった。自然保護に対する資金が不足しているという認識は、開発途上国の政府関係者にも広まっていた。

2. DNSの仕組み

これまでに実施されたDNSは、対象国によって法制度、自然保護行政への取組、国内の自然保護活動の状況などに違いがあるため、細かな点ではそれぞれ異なっている。その標準的な仕組としては以下のような要素が挙げられる。DNSは、前述の債務エクイティ・スワップの手法を応用したものだが、それとは異なり、対外債務と交換されるのは債務国政府による自然保護分野への財政支出であり、株式や資産の所有権または管理権などではない。

1994年までにDNSに資金提供された金額の合計は約4000万米ドル、交換対象となった対外債務の合計額面は約1億5000万米ドル、DNSによって自然保護などの事業に支出された金額の合計は約1億米ドル相当である。このようにセカンダリー・マーケットで割引価格で債権を購入することを通じて、その購入のために集められた資金を上回る現地通貨が自然保護事業に支出されることになる。これは資金増大効果と呼ばれ、DNSを含む債務転換手法の特徴である。⁽⁷⁾

- (1) 國際NGOは、債務国政府や現地NGOと協調して、自然保護事業を発掘し、または提案する。
- (2) 債務国政府、國際NGOおよび現地NGOは、削減する債務内容、自然保護事業内容および財政支出額などについてDNS協定を結ぶ。
- (3) 國際NGOは寄付を募り、DNSに必要な資金を調達する。
- (4) 國際NGOは、民間金融機関などの保有する当該債務国向け債権をセカンドリー・マーケットにおいて市場価格またはさらに割り引いた価格⁽⁸⁾で買い取るか、寄付を受ける。
- (5) 國際NGOは、DNS協定に基づき債務国政府に債権を譲渡する。
- (6) 債務国政府は、協定に定められた金額の自国通貨を支出し、自然保護事業の資金の財源とする。その支出は、多くの場合、国内基金の積立てまたは債券の発行などの形で行なわれる。

- (7) 現地NGO、債務国政府は、自然保護事業を実施する。
- (8) 国際NGOは必要に応じてDNS事業の推進状況をモニタリングする。

3. DNSの役割

これまでのDNSについて、次のような役割を果たしているとの評価が与えられている。

第1に、DNSの資金によって国立公園や保護地域が指定・拡大され、その管理体制が改善されるなどの成果が見られた。DNSによって、それまでの自然保護関連予算に相当する資金が提供された事例もある。⁽¹⁰⁾他方、予算面だけではなく、施策面でも進展が見られた。DNSは開発途上国政府との共同事業であるため、その政府内において自然保護施策の重要性に関する認識が高められた。さらに、DNSは基金を設置することが多いため、人員の補充、施設の整備、普及教育活動などに要するコストを長期的に提供することを通じて、自然保護事業を継続的に実施することを可能とした。

第2に、DNSによって交換された分については、債務の削減が実現したことになる。しかし、DNSによって交換された債務の金額は、DNS実施国の対外債務残高の合計と比較すると、平均して0.1%未満にすぎない。したがって、DNSによる債務削減は副次的な成果にすぎない。

第3に、DNSは債務問題と自然保護を結びつけ、開発途上国の政府による自然保護事業に民間資金を活用する道を開いた。そのような自然保護事業にはODA（政府開発援助）が充てられてきていたが、開発途上国においては自然保護事業の優先度が低く、必ずしも必要な資金が提供されてこなかった。

第4に、DNSによって、開発途上国の政府が行なう自然保護事業に対して現地NGOの意見を反映させることができた。NGOが加わることによって、きめこまやかで現地に対応した事業を実施できる可能性が高くなった。また、DNSは現地NGOに対して活動資金を提供した。

4. 問題点と対策

他方で、これまでに実施されたDNSに関して、次のような問題が生じ、また、批判も出されてきている。最近のDNSにおいては、それらの問題や批判を考慮して対策がとられており、大きな問題点は解消されてきている。ただし、DNSは資金調達の手段にすぎないことに注意する必要がある。寄せられている問題や批判には、手段としてのDNSではなく、自然保護事業に起因するものもある。自然保護事業の内容自体が十分に検討された優れたものでなければならない。

第1に、DNSには交渉のためのさまざまな労力と時間、すなわち、取り扱いコストがかかる。DNSには多くの関係者が介在するため、国際NGOが単独で自然保護事業を実施する場合に比較しただけでも、より多くの取り扱いコストを要する。特に、金融取引、法制度、生態学など多くの分野にわたる専門的な経験、情報、能力が必要とされる。

取り扱いコストの問題については、十分な事前の情報収集と各関係者間で密接な協力をすることによって解消する必要がある。

第2に、セカンダリー・マーケットは債務契約の不履行またはその可能性を前提とした制度であり、金融秩序の観点から問題があるとの指摘がされている。特に、資金増大効果を大きくしようとすると、割引率の高い債権を対象にすることとなる。それは、結局、誠実に債務を履行している国ではなく、債務を滞らせている国ほど、自然保護などに対する資金が得られ、債務負担が軽減されるという問題を生じさせる。

しかし、この問題は、DNSだけではなく、債務削減や債務転換すべてにかかわる問題である。しかも、DNSによる金額は小さいため、金融秩序に影響を与えるレベルではない。

第3に、DNSで実施された事業には、国立公園や保護区などが設定され、保護・管理が行なわれる場合があるが、その地元の住民から反発が出ること

(11) がある。特に、その地域で先住民族が伝統的な農業などを行なっている場合には、資源と土地の利用管理をめぐって問題となることがある。

この点については、地域住民の支持および参加を確保することによって対応する必要がある。

第4に、DNSは、開発途上国の国内政策に対する内政干渉であるとの指摘がある。⁽¹²⁾ DNSは、財政難のために予算削減されている貧困対策、教育、公衆衛生、福祉、安全保障、産業基盤整備、公共交通などのほかの多くの施策に優先して、自然保護事業の実施を求めるからである。

この問題について、形式的には、開発途上国政府との合意に基づいているため内政干渉ではないといえる。しかし、DNSは押しつけ的であってはならないため、DNS全体の企画と管理に債務国と現地NGOの参加を確保する必要がある。

第5に、DNS実施国となる債務国の多くは財政的余裕に乏しいため、通貨の増発によってDNSのための支出を行なうことがあるが、それは国内の通貨供給量を増加させ、⁽¹³⁾ インフレを招来させる危険がある。

この問題については、最近のDNSでは基金を設置したり、政府債券または現地NGO名義の債券などの通貨以外の金融商品によって支出することによって対策はとられている。

第6に、DNSには、その協定どおりに履行されなかった場合に、その実施を確保する効果的な対抗手段がないという問題がある。政策の変更や政権交代により、DNS事業が実施されなかったり、修正されたり、遅れたり、場合によっては収用されたりすることが考えられる。債務国政府がDNS協定を実施しない場合に、もう一方の当事者である国際NGOなどが当該国政府に実施を求める有効な法的手段は見あたらない。⁽¹⁴⁾

この問題は、すべての形式の国際協力にかかわることであり、特にDNSに限られた問題ではない。現地NGOの主体的な参加や基金の設立によって、⁽¹⁵⁾ 長期的かつ安定的な計画とする必要がある。このように、DNSの実施は、債務国政府、特に、自然保护担当部局の自然保护政策を継続的に実行する意志

と能力、そして積極的な行動にかかっているため、当該国政府と密接な協力関係を築き、維持する必要がある。

第7に、DNSを含む債務転換には法的な問題が伴う。特に、対象とする旧債務がシンジケートローンである場合には、債権者間の平等を保障するために、シェアリング条項（sharing clauses）や義務的期限前弁済条項（mandatory prepayment provisions）、その他の制限条項が含まれていることがある。これら（16）の制限を含む債務の場合には転換が難しい。

この問題については、対象とする債務契約について十分な調査をすることで対応できる。

III 新たな状況と展開

以上のように、DNSは、1985年以降の開発途上国の累積債務と地球規模の自然破壊が進んだ時期に求められ、実施された。その後、次のような変化に伴い、その緊急的な意味が減じてDNSの実施件数は減少傾向にある。今後のDNSにあたっては、新たな状況を考慮して対応することが求められている。

1. 状況の変化

1990年代に入って経済的条件が大きく変わり、資金面でのメリットが少なくなった。また、開発途上国政府による自然保護に対する認識も高まり、DNS以外の手法によっても同様の事業が行なわれるようになった。

(1) 累積債務問題の解決

開発途上国への累積債務問題は、当初は、短期的な返済資金の不足と考えられた。そのため、累積債務国への自助努力が基本とされ、一時的な債務繰り延

べと追加融資が行なわれた。1985年にアメリカのベーカー財務長官は、累積債務に対応するための融資の提案を行なった。⁽¹⁷⁾しかし、民間金融機関は、公的機関との負担関係が公平ではないとの不満を抱き、また、新規融資も返済不能となるとのおそれから、その提案には協力しなかった。その提案を補強するため、87年に債務削減を含むメニュー・アプローチが発表されたが、それも進展しなかった。

1989年にブレイディ財務長官は、債務削減を柱とする新債務対策を発表した。⁽¹⁸⁾それは基本的にはベーカー提案を継承して開発途上国の経済の構造調整も求めていたが、債務削減が中心とされ、公的資金により支援するという新しい視点も打ち出された。ベーカー提案に寄せられた不公平感が解決されたこと、民間金融機関に債権処理の余力があったこと、債務エクイティ・スワップなどがすでに定着しつつあったこと、債務国への政情不安は民間金融機関にとっても不利益であることなどにより、民間金融機関はこの提案を受け入れた。

その結果、民間債権は債券（ブレイディ債）に転換された。さらに、IMF・世界銀行などがブレイディ提案適用国に信用補完したため、当該債務国では海外へ逃避していた資金が還流し、直接投資も回復した。1980年代とは逆に民間部門への純資金流入が公的部門の純資金流出を上回るようになり、資本収支も大幅に改善された。世銀は、92年末に中所得開発途上国の債務危機は解消されたと宣言した。

（2）債権の割引率の低下

ブレイディ債は流通性を有し、換金処分がしやすい。また、債務国の経済状況も1990年代になって好転してきた。そのため、セカンダリー・マーケットにおいては、以前より高い価格で債務国向けの債権が取引されるようになっている。これにより、DNSの資金増大効果は減少した。

(3) 基金方式

1990年代のDNSは当初のものと比べて金額が大きく、件数が少なくなっている。これは、設置された基金の利子をDNS事業に充てるようになってきているため、その基金のために多額の資金を要すること、また、DNS 1件当たりの取り扱いコストが高くなつたため規模の小さい DNS ではメリットが小さくなってしまうことなどによる。こうして、多額の資金を要する一方で、自然保護への支出は利子により少しずつしか行なわれない。しかも、インフレのため、基金の価値が減少してしまうという問題も生じている。

(4) DNS以外の手法

1990年代になって、地球規模の環境問題に対する認識が国際的に高まった。それらの問題に対応する際に必要とされる資金を調達するためにさまざまな方法が提案された。たとえば、従来のDNSの手法を拡大して、公的資金を利用したり⁽²⁰⁾、さらには公的債務を対象とする新しい形のDNSが実施された。

資金面では、DNSのほかにも、先進国政府によるODA、GEF（地球環境ファシリティー）、また、生物多様性条約や改訂熱帯木材協定に定められている資金メカニズムなどによって自然保護に対する資金提供が確保されるようになった。

政策面でも、DNSは、NGOが提唱する自然保護事業に開発途上国政府を関与させる有効な手段であった。しかし、地球サミットにおける合意以後、リオ宣言、生物多様性条約、改訂熱帯木材協定などによる対応のように、開発途上国政府の関与が確保できるその他の方策が増えた。

2. 今後のDNS

累積債務問題は解消されたとはいえ、民間債権が債券に形を変えただけであり、開発途上国の債務残高は依然として大きい。また、地球環境問題にも解決すべき問題は残されている。一方、DNSについては、アジェンダ21や先

進国首脳会議で言及されており、砂漠化防止条約においては資金調達のための革新的な方法の一つとして定められている。⁽²¹⁾ 今後の DNS については、対象とする債務や事業分野を拡大することが求められている。

(1) 対象とする債務の拡大

第 1 に、開発途上国政府向け民間債権から転換されたブレイディ債を対象にすることが考えられる。債券は流通性を有し、セカンドリー・マーケットにおける民間債権より購入しやすい。ただし、ブレイディ債の価格は上昇しており、資金増大効果は相対的に低くなっている。

第 2 に、輸出国の商社などが保有する貿易債権であって、輸入国の為替管理や開発途上国の外貨資金繰りなどにより、輸入国内に滞留しているものを対象にすることが考えられる。⁽²²⁾ ただし、不正または違法な取引やマネーロンダリングにかかる場合なども考えられるので、十分な調査が必要とされている。

第 3 に、開発途上国にある多国籍企業の子会社が保有するブロックトファンド、すなわち、開発途上国の為替管理政策により外貨への交換ができず、開発途上国から親会社に送金できない状態になっている資金を対象にすること⁽²³⁾ が考えられる。

(2) 対象とする事業分野の拡大

次に、対象とする事業分野の拡大としては、汚染対策や持続可能な開発に関する事業を含ませることが考えられる。例えば、汚染防止、社会開発、貧困撲滅、教育、保健衛生、輸出、観光、文化財修復、生活必需事業、技術移転、麻薬撲滅などの事業がある。これらの一部は、すでに、DNS が行なわれる以前から行なわれてきていた。また、一部の DNS にも、自然保護教育、公共サービス事業または公衆衛生事業などを加えた事例がある。

注

- (1) 本稿は、拙稿「債務自然保護スワップ」(『環境と金融』[財団法人トラスト60] 1995年) 311~330ページを基に一部修正したものである。
- (2) Thomas E. Lovejoy, "Aid Debtor Nation's Ecology," *New York Times*, A-31, October 4, 1984.
- (3) 1980年には、開発途上国による公的債務および公的保証付き債務に関する元利金の返済額は、70年に比べて10倍以上に拡大した。
- (4) 1982年に、メキシコは債務返済を停止した。80年代の末期には、開発途上国全体での債務残高は1兆3000億ドルに達し、累積延滞額は約800億ドルに上った。たとえばコスタリカは、88年には、GNPの7.7%に相当する金額を長期債務返済として支払っていた。
- (5) 食糧農業機関(FAO)の1990年の調査によると、80年代のアフリカ、アジア、中南米の森林などの平均年間減少面積は全体で10万haを超えていた。特に南米では、80年を基準として、年間0.5%の速さで森林減少が進行していた。
- (6) 地球上の全生物の約半数が熱帯林に生息すると言われており、その生物の減少および種の絶滅への影響も懸念された。これらの生物は食糧、工業製品、医薬品などの原料として、また、品種改良やバイオテクノロジーを支える遺伝資源として有用であり、生物多様性条約の対象とされている。
- (7) 平均すると、債権は額面の17%で購入され、額面の62%に相当する現地通貨が支出された。
- (8) バンク・オブ・アメリカは1991年のメキシコのDNSに25万米ドルの債権を、東京銀行は92年のフィリピンのDNSに20万米ドルの債権を、JPモルガンは92年のボリビアのDNSに1150万米ドルの債権をそれぞれ寄付した(海外環境協力センター『債務環境スワップの現状と課題』1994年 9ページ)。
- (9) 債務国にとっては、これによって当該債務が消滅したことになる。
- (10) エクアドルの最初のDNSによって自然保護のために提供された資金は、エクアドルの国立公園に関する総予算に相当する額であった。フィリピンのセントポール国立公園にはレンジャーが2名しかいなかったが、DNSによってレンジャーらのスタッフは23名に増えた(環境庁地球環境部『自然保護債務スワップの現状と我が国の取り組み』1991年 30~31ページ)。
- (11) 最初にDNSが行なわれたボリビアにおいては、アマゾン地域の住民や木材伐採業者などからの反対があった。計画の縮小、伐採業者などの関係者の事業運営委員会への参加、ITTOによる周辺地域の持続可能な林業開発事業の実施などが行なわれた結果、地元における合意が得られた(環境庁地球環境部 同上書 14~17ページ)。
- (12) 最大の債務国であるブラジルは、アメリカの環境保護団体が提案したアマゾン

- 川流域におけるDNSを国家主権の侵害だとして拒否していた。
- (13) インフレ懸念のため、コスタリカは1991年から95年まで債務スワップを中止した。
- (14) Tamara J. Hrynik, "Debt-for-Nature Swaps: Effective but not enforceable," *Case W. Res. Journal of International Law*, Vol. 22, 1990, pp.141-163／Lincoln C. W. Wee, "Debt-for-Nature Swaps, a Reassessment of their Significance in International Environmental Law," *Journal of Environmental Law*, Vol.6, No.1, 1994, pp.68-70.
- (15) コスタリカのグアナカステ国立公園においては、自立的な収入源を確保して、基金の補填をしつつ自然保護事業が進められているため、基金の枯渇が回避されている（海外環境協力センター『債務環境スワップの現状と課題』〔資料編〕1994年 16ページ）。
- (16) Chamberlin, M. et al., "Sovereign Debt Exchange," *University of Illinois Law Review*, 1988, pp.419-424.
- (17) ベーカー提案の要点は、累積債務国の中止努力による抜本的な経済構造改革、融資増を含めた国際金融機関の役割の拡充、および、民間金融機関からの新規融資の3点であり、特に民間金融機関による新規融資に期待するものであった。
- (18) その中には債務の株式化などの債務削減手法が含まれていた。
- (19) ブレイディ提案の内容は、次のようなであった。既存債権の債券への転換に組み合わせて、新発のニューマネーボンドを発行する。既存債権を、金利を軽減したペーボンドおよび金利支払い方法を後寄せにしたステップアップ・ボンドに転換する。既存債権を、元本を割り引いたディスカウント・ボンドに転換する。債務国が債券（バイバックボンド）で資金を調達し、セカンダリー・マーケットで自国の債務を割引価格で買い戻す（キャッシュバイバック）。債務エクイティ・スワップを行なう。
- (20) オランダ政府は1988年の対コスタリカのDNSで、スウェーデン政府は89年と90年の対コスタリカのDNSで、また、アメリカ国際開発庁（USAID：United States Agency of International Development）は、91、93年のマダガスカルおよび92年のメキシコとグアテマラの3件のDNSでそれぞれ資金を提供している。特に、アメリカは、中南米諸国の公的債務を削減し、削減後の債務の利子を現地通貨で支払うことを認め、その利子を基金として主に自然保護を推進する事業を行なう計画（米州支援計画：Enterprise for the America's Initiative）のための国内法を制定している。ただし、公的債務の削減は、誠実に返済に努めている債務国に大きな影響を与えたり、民間資金借入れの困難な諸国が最後の拠り所としている公的な新規投資を受けることが難しくなるとの批判も出されている。USAIDや国際熱帯木材機関は、DNS資金としてではなく、他のDNSにより設置された自然

保護基金や事業にも資金を提供している。なお、海外環境協力センター『債務環境スワップの現状と課題』1994年 9ページ参照。

- (21) 砂漠化防止条約の第20条2項(d)参照。
- (22) マダガスカルにおいて、コンサベーション・インターナショナル(CI)が、民間金融機関が保有する債権とともに、貿易業者が保有する貿易債権を割引価格で購入した事例がある。
- (23) ガーナにおいて、CIを一員とするコンソーシアムが、多国籍企業の現地子会社のプロックトファンドを100万米ドルで購入した事例がある。

〔参考文献〕

- (1) Eve Burton, "Debt for Development: A New Opportunity for Nonprofits, Commercial Banks, and Developing States," *Harvard International Law Journal*, Vol.31, 1990, pp.233-256.
- (2) Michael D. Coughlin, "Using the Merck-INBio Agreement to Clarify the Convention on Biological Diversity," *Columbia Journal of Transnational Law*, VoL.31, No.2, 1993, pp.337-375.
- (3) Peter J. Curley, "The Security Function of Swap Transactions in the Context of Third World Debt: Law as Leviathan," *Virginia Journal of International Law*, Vol.30, 1990, pp.717-760.
- (4) William N. Eskridge, Jr., "Les Jeux Sont Faits: Structural Origins of the International Debt Problem," *Virginia Journal of International Law*, Vol.25, 1985, pp.281-400.
- (5) Gibson & Curtis, "A Debt-for-Nature Blueprint," *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol.28, 1990, pp.331-412.
- (6) Ronny J. Halperin, "Revenue Ruling 87-124: Treasury's Flawed Interpretation of Debt-for-Nature Swaps," *University of Miami Law Review*, Vol.43, 1989, pp.721-737.
- (7) Tina Hofmann, "International Debt: Debt-for-Equity Swaps," *Harvard International Law Journal*, Vol.28, 1987, pp.507-516.
- (8) Catherine A. O'Neill & Cass R. Sunstein, "Economics and the Environment: Trading Debt and Technology for Nature," *Columbia Journal of Environmental Law*, Vol.17, No.1, 1992, pp.93-151.
- (9) Sebastian R. Sperber, "Debt-Equity Swapping: Reconsidering Accounting Guidelines," *Columbia Journal of Transnational Law*, Vol.26, 1988, pp.377-406.